

茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改定について

茨城労働局長は、茨城地方労働審議会に家内労働法に基づき最低工賃改正の諮問を行いました。最低工賃専門部会において審議を行った結果、以下の表のとおり最低工賃の改正の答申があり、この答申を受けて局長は、最低工賃の改正の決定をしました。改正された最低工賃は、令和7年9月1日から適用されます。

1 適用する家内労働者

茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

上記の家内労働者に業務を委託する委託者

3 家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額(最低工賃)。

4 効力発生の日 令和7年9月1日(月)

品 目	工 程	規 格	金 額 (最低工賃)
コ イ ル (自動車用の小型直 流モーターのフィー ルドコイルに限る。)	外装テープ巻(布テープを2分の 1 掛けすることをいう。)	内径が 41.5 ミリメー トル以上 49.5 ミリメー トル以下のもの	1 個につき 12 円
リ ー ド 線 又は シールド線	端子加工(リード線又はシールド 線の端子をハウジング(カプラー 又はコネクタ)に差し込むこと をいう。)		1 ピンにつき 55 銭
プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイ オード等のリード線のフォーミ ング加工(ただし、曲げ線の長さ、 角度を指定して行うものに限 る。)	リード線が2本のもの	1 個につき 64 銭
	コンデンサー、ダイオード等のリ ード線の基板への差し込み		1 個につき 72 銭

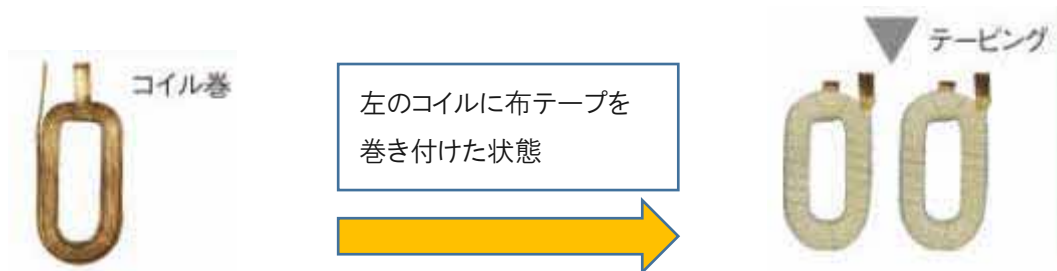
※家内労働とは、自宅などを作業場として、製造・加工業者や問屋などの業者から物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことをいいます。また、その労働に従事して工賃を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を「委託者」といいます。

問合せ先 茨城労働局労働基準部賃金室 電話 029-224-6216

電気機械器具製造業最低工賃用語解説図

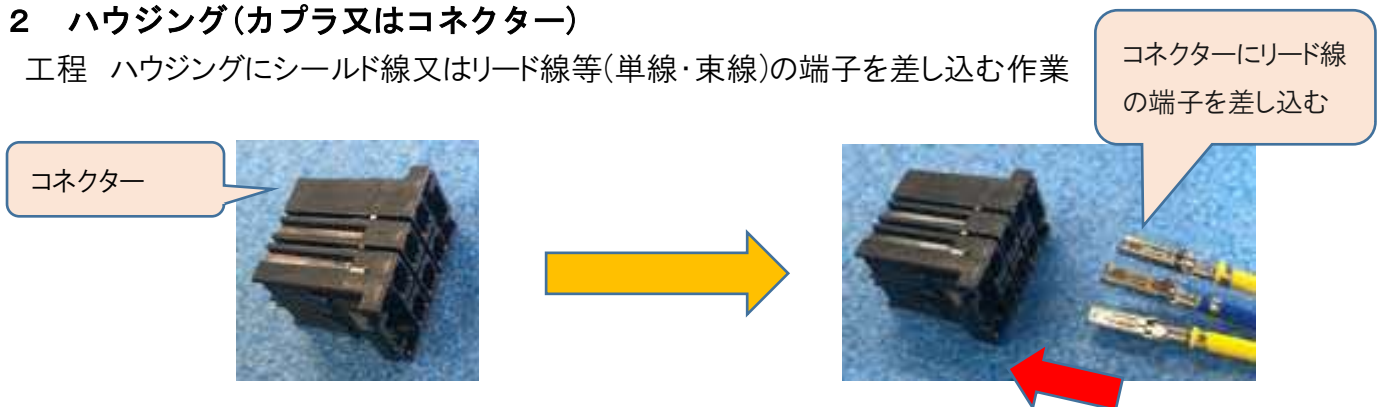
1 フィールドコイル

モーターの内部の回転部分(ローター)に対して、その外側のケーシングに固定されるコイルをいう
工程 外装テープ巻き(布テープを 1/2 掛けて一層巻きする作業)



2 ハウジング(カプラ又はコネクター)

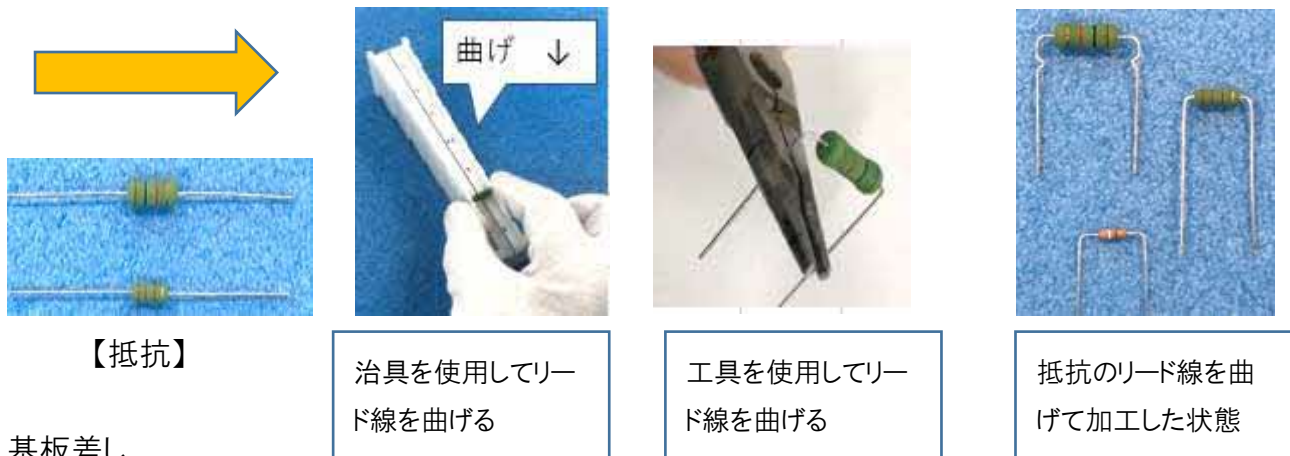
工程 ハウジングにシールド線又はリード線等(単線・束線)の端子を差し込む作業



3 プリント基板

(1) フォーミング加工

工程 コンデンサー、ダイオード等(リード線が2本のもの)のリード線を手作業又は治具を使用し成型する作業



(2) 基板差し

工程 コンデンサー、ダイオード等(リード線が2本のもの)のリード線をプリント基板の指定された箇所へ差し込む作業

